## 平成24年度 第5回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成25年2月25日(月) 午前9時30分~午前12時00分

場 所 市役所巣南庁舎3-2会議室

出席委員 会長 大濵 賢一朗 副会長 野田 寧宏

 北川
 利子
 迫田
 義一

 棚橋
 和子
 所
 洋士

 広瀬
 真人
 高田
 里美

松井 欽弥 高木 等

欠席委員 青木 富士夫 高井 政敏

事務局 環境水道部長 鹿野 政和 上水道課長 伊藤 弘美

下水道課長 相浦 要 上水道課総括課長補佐 小森 一

上水道課課長補佐 小森 順子 下水道課課長補佐 工藤 浩昭

傍聴人 なし

## 1 審議内容

(野田副会長) おはようございます。お忙しい中ご参集いただきましてありがとう ございます。会長に事故があって遅れるようなので、議事進行を代わ りに努めさせていただきます。それでは審議会を始めます。

(事務局伊藤) 本日の出席者委員は現在のところ9名です。審議会条例第6条第2 項により、この審議会が成立したことを報告いたします。

(野田副会長) 会議録は原則公開となりますのでよろしくお願いいたします。また、 会議も原則公開となりますので、傍聴に反対のご意見はありますでし ようか。傍聴の方が、ございましたら入っていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(野田副会長) 事務局、傍聴者の確認をお願いいたします。

(事務局小森) いらっしゃいません。

(野田副会長) それでは、議事に入ります。第4回会議録の確認をお願いいたします。会議録で何か修正等がありましたら、お申出をお願いいたします。 よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので審議に入ります。

(野田副会長) 今回の審議は、水道料金のあり方についての答申案の説明をしていただき、終わりましたら、下水道使用料に関しての説明をしていただきたいと思いますがよろしいですか。

(委員) はい

(野田副会長) それでは、事務局水道料金の答申案の説明をお願いします。

- (事務局伊藤) 前回、会長からのご提案で19年度審議会の下水道の答申に添った 形にしてはどうかとありましたので、そのような形としました。 答申案の読み上げ。
- (野田副会長) ありがとうございます。ただ今答申案について説明していただきましたが、質問やご意見がございましたらお願いします。私は、2頁の普及率や有収率について、他市の状況などの記載もあると良いと思いました。松井委員から何かごさいましたらお願いします。
- (松井委員) 前回案にあった、財政計画の添付は止めたのですね。
- (事務局伊藤) あくまでも委員の皆様の審議資料として作成したシミュレーション ですので、公表するにはもう少し精査が必要であると考えました。
- (迫田委員) 付帯事項には、どの程度の拘束力があるのですか。
- (事務局伊藤) 単に書いてあるだけということではありません。付帯事項となれば 当然施策として何らかの対応をしていくことになります。
- (迫田委員) そう言うことなら、付帯事項の(1)と(3)は重複している内容ではないですか。ちょっとおかしくないですか。
- (野田副会長) ご指摘のとおり、似た内容ですので少し直したほうがいいような気がします。
- (広瀬委員) 本文では「あらためて審議することとする。」になっているが、付帯 事項の(1)(3)については、「遅滞なく料金改定を実施すること。」、 「速やかな料金改定を行うこと。」になっている。本文との関係が理解 できない。どういうことですか。この答申で、料金改定ができること になってしまわないですか。
- (事務局伊藤) 確かに付帯事項の(1)(3)は同じ様な内容です。全体を通して増額を余儀なくするような事態と経営状況の悪化という部分的な観点からに分けてこうなりました。言葉尻については、「改定を行うこと」は「改定に向けて審議を実施すること」に改めさせていただきたいです。
- (野田副会長) 高木委員、何かご意見ありますか。
- (高木委員) 私も、迫田委員の意見と同じ意見です。付帯事項の取扱が非常に分かりにくくなっている。3つのことを言っていると思いますが、2つは今後の事情に応じて料金改定の審議を行うことと、もう一つは他の収入の増加に努力するということ。もう少し細かいことを言うと、料金改定を実施することと審議することは、全く意味が異なります。片方は決定で片方は検討するということで、本文と付帯事項が抵触している。国語的には、本文の中の「その必要が生じた」は意味不明である。

(野田副会長) 棚橋委員、何かありますか。

(棚橋委員) よく読むと、各委員が言われたとおりかなと思います。

(野田副会長) 本文と付帯事項との関連を精査してください。

(事務局伊藤) 本文の「その必要を」を「その料金改定」に改めたいと思います。 付帯事項の(1)(3)については、委員のご意見であるならば、( 1)と(3)を合わせなければならないかなと思います。あと答申内 容の5頁もこれに合わせたほうがいいかなと思います。「料金改定を行 うこと」を「料金改定の審議をすること」に修正したいと思います。

(野田副会長) そのように、言葉尻を合わせていただけたらと思います。その他意見がありましたらお願いします。

(髙田委員) 3頁の10行目、準備料金と書いてありますが、標準料金と読み上 げられましたがどちらですか。

(事務局伊藤) 正しくは、準備です。9頁にこのことの説明表があります。基本料金のことです。読み間違いです。

(野田副会長) 今、会長が到着されましたが、区切りのよいところまで私が進行します。他にご意見ありますか。

(高木委員) 付帯事項(1)の「水道料金の増額改定を余儀なくされるような事態が生じた」となっているが、今までの審議では、財源を賄うのに料金改定を行うのか一般会計から補助を受けるのか起債を起こすのかいろいろ議論してきた訳ですが、この付帯事項では増額の料金改定を施行しているような文章になってしまっている。事務局どうですか。本文の「当面据え置くこと。」と「あらためて審議すること」に集約されていると考えます。この付帯事項は、増額改定ありになってしまっている。今回据え置くこととしたのは、一般会計から補助されることとなったからであった。私は、付帯事項は無くて本文だけでいいのではないかと思います。事務局どうですか。付帯事項とするなら、耐震化を進めるとかだと考えます。

(松井委員) 私も高木委員の意見に賛成です。

(広瀬委員) 全く高木委員の言うとおりです。

(野田副会長) 他はどうですか。

(所委員) 他の策に尽きた時に値上げなのかなと思っていました。経営状況の 悪化予見できる事態は既にきていると思っています。

(野田副会長) この先の予定は、耐震化の進捗によって変わってくると思います。 この審議会の答申が一般会計からの補助金に影響してくるのかと思い ます。ここからは大濵会長に進行を譲りたいと思います。 (大濵会長) 遅れましてすみません。私たちの審議会の意見を答申に反映していきたいと思います。もっと具体的に書くのかを議論していきたいと思います。いかがですか。

(委員) 意見なし。

(大濵会長) 付帯事項(4)の耐震化については、記載が必要であると思います。

(野田副会長) 付帯事項については、かなり議論して(1)と(3)は合わせて、(4)は残したほうがいいという議論でした。

(大濵会長) このままでは、水道会計の財政状況が厳しくなっていくことは分かっているが、料金を値上げするより一般会計からの補助を増やして対応してほしいというのが市民の感情ではないかと思います。

(野田副会長) 本日の審議を踏まえて答申案を作成し直してもらえますか。

(事務局伊藤) 今までの意見を尊重しながら修正いたします。

(広瀬委員) 付帯意見の(1)(3)は審議の中でありましたか。どなたか言われましたか。付帯事項は(4)だけでいいのではないかと思います。

(事務局伊藤) 付帯事項の(1)(3)は、本文のただし書きに含まれているのかな という気もします。再考してみます。

(広瀬委員) 第4回で頂いた答申案には、市の財政的人的支援を要請しとあったが、今回の答申案には無くなったが、私はいいことが書いてあるなと思っていました。

(野田副会長) そうですね。

(広瀬委員) 前回の答申案は、現行の料金維持を強く望む内容であったが、今回 の答申案は値上げありきになっている。

(高木委員) そのとおり。

(野田副会長) 前回の答申案のほうが良かったですね。

(広瀬委員) 前回の答申案のほうが幅広いですね。

(大濵会長) 今回の付帯事項の(1)(3)をまとめていただいて、前回の答申案 の良いところ取り混ぜてもらえればと思います。

(事務局伊藤) 分かりました。

(大濵会長) それでは、これから下水道使用料等についての審議に移りたいと思

います。

(事務局相補) 下水道課長の相浦と申します。課長補佐の工藤と共にご説明いたします。まず今回の諮問は、今年度の第1回でお配りしたこの審議会の平成19年度答申に基づいたものであります。この答申に基づいて、お配りした瑞穂市の下水道のパンフレットにあります「瑞穂市下水道基本構想」を作成しました。それからこの時の答申に基づいて平成20年の6月から下水道使用料の改定を行いました。ということで、今回は、この答申に基づいた使用料改定の検証になりますので、19年度答申の再確認のために全文を読み上げていきたいと思います。これだけは、頭に入れていただきたいと思います。

平成19年度答申の全文読み上げ。

(大濵会長) 何かご質問ありますか。よろしいですか。

(広瀬委員) 前回の審議会委員には、議員が相当入っていたが今回は入っていませんが何か変わったのですか。

(事務局相補) 市の方針として議会議員は審議会に原則入らないこととなったために、条例改正が行われました。議員が審議会委員で答申した内容について再度議会で議論することとなった場合の取扱が難しく、全国的にも議員が審議会委員とならない傾向となっています。法律で決まっている場合は除きます。

(大濵会長) 他は何かありますか。

(松井委員) 最近、下水道のアンケートがあったと聞いていますが、その結果は 示してもらえますか。

(事務局相補) 必要であればご提示いたします。19年度答申の付帯事項の中で水 洗化を阻害している要因を調査することとあったため、未接続のかた を対象に聞き取り調査を行いました。しかし、接続されているかたの 意見を調査したことがなかったので、今回のアンケートは、接続者を 対象にしたものであります。回答率は約66%で、今後この結果を広 報みずほに掲載していきます。

(野田副会長) 2月16日に市議会報告会があって、アンケートについての質疑もありましたので、アンケート結果を示していただきたいです。

(事務局相浦) アンケートの集計結果と分析を次回提示いたします。

(事務局工藤) アンケートの集計結果だけは、3月号の広報みずほに掲載します。 結果に対しての分析を4月号以降に掲載していこうと考えていますが、 結果と分析の両方を3月の審議会に提出したほうがいいですか。分析 までお配りしてしまうと市側の意見が入ってしまうかなと思いますが。

(野田副会長) 集計結果だけで結構です。

(広瀬委員) 19年度の答申書は、180円を150円に値下げなのに止むを得ないとなっていますが、普通値上げの時に止むを得ないではないですか。どうしても値下げしなければいけない理由があったのですか。

(事務局相補) 値下げによって一般会計からの繰入金が増えるので、いかがなもの かという意見もあったためです。

(事務局工藤) 補足説明させていただきます。20年6月に使用料を改定する前は、 県内でも2番目程度に高い使用料でした。使用料が高いといううわさ が広まって、このことが接続を阻害する要因になっていたと考えられ るため、一般家庭が使う水量程度の超過使用料の単価を値下げしよう ということで、一律であった超過使用料の単価を段階的に高くする逓 増累進制を取りいれたらどうかという答申でした。事業所など水量が 多いところは、ほとんどが180円のままとなる結果でした。本来は、 値下げは経営状況からすると好ましくないところでしたが、一般家庭 が接続しやすくなる期待を込めての答申で止むを得ずという表現が使 われました。

(広瀬委員) そういう理由があったのですね。その結果は検証しましたか。

(事務局工藤) また、資料を提示したいと思います。全国的にもなかな値下げする という自治体はありません。

(広瀬委員) 分かりました。その後、接続率がどうなったかとか。

(事務局相浦) 改定後の県内での位置の資料もご提示いたします。

(大濵会長) 他にございませんか。

(所委員) 19年度答申の2頁に改定後の財政計画がありますが、値下げして も水洗化率が高くなれば、一般会計からの繰入金が減るわけで、知り たいのは水洗化率がどのぐらい増えて一般会計の繰入金が増えたのか 減ったのかです。その資料は示していただけますか。

(事務局相補) 第2回の資料で、瑞穂市下水道の経営指標を配付させていただきましたが、お持ちでございますか。この表の上から4行目に水洗化率があります。特環事業で21年度は62.6%、22年度は63.9%、23年度は63.8%となっています。下がっていますが、人口比ですので、接続世帯から転出があれば下がることもあります。農集排事業は、21年度が97.7%、22年度が97.7%、23年度が97.0%です。

(所委員) 一般会計の繰入金は減っていっているということでいいですか。下 水道区域外の人の負担は減っていっているということですか。

(事務局相浦) 一般会計繰入金の推移ですが、特環事業で21年度が1億7百53

万5千円、22年度が9千3百30万8千円、23年度で8千7百44万1千円、農集排事業は21年度で1千4百40万9千円、22年度は1千2百87万円、23年度は1千5百8万円となっています。農集排事業は小さな処理区ですので、修繕の状況によって歳出額が変動し、それに伴い繰入金の変動も大きくなります。コミ・プラ事業については、21年度までは特別会計を設けていましたが、22年度からは一般会計で実施しています。本来、コミ・プラ事業は一般会計で行うものであったためです。そのため、繰入金という考えは無くなっています。

(松井委員) コミ・プラの一般会計繰入金の22年度、23年度が空欄なんですが。

(事務局工藤) 一般会計での事業ですので、繰入金はありません。

(松井委員) その数字は分からないのですか。

(事務局相浦) コミ・プラ事業は、住民票の交付とかと同様で税金で賄う事業です。

(松井委員) その数字はつかんでいないのですか。

(事務局工藤) 例えば、特別会計の場合ということでしょうか。

(松井委員) それがないと検討できないのではないか。

(事務局相補) 特別会計では、維持管理費、公債費を使用料で賄うことになります。 次回、仮に特別会計だった場合の資料を提示いたします。

(松井委員) 接続については、人口ではなく戸数のほうが分かりやすいですが。

(事務局椙浦) 前回、ご意見がありましたので、本日資料を用意しています。

(事務局工藤) 人口でお示ししているのは、国からの調査はすべて人口ですので、 公表されているものは人口率だけだからです。

(松井委員) 下水道使用料は、人口ではなく1戸当たりで支払うんですよね。戸 数のほうが、検討がしやすいです。

(事務局工藤) 下水道使用料は一戸当たりです。一人当たりの金額設定をしている 自治体もあります。本巣市は水量ではなく人数で金額が変わってきま す。使用料の資料は1戸当たりになっています。

(事務局相浦) 本日用意した資料を配付させていただいてもいいですか。

(大濵会長) お願いします。

資料の配付

(事務局相浦) 本日、この資料のすべては時間の都合で説明できないとは思います。

(事務局工藤) 本日は時間の都合もあると思いますので、どんな資料があるかだけ を説明させていただきたいと思います。

(大濵会長) お願いします。

1頁は、先ほどの資料の経営指標と同じもので、基準内繰入につい (事務局工藤) て説明するためのものです。2頁は、1頁の資料は文字が小さいもの ですから平成23年度だけを抜粋し文字を大きくした資料です。3頁 から8頁は、経営指標の項目の根拠で、国土交通省が出しているもの です。9頁から15頁は、繰入金のうち基準内についての資料で水道 料金の審議でもあったと思いますが、総務省の副大臣からの通知文書 になります。16頁は、水洗化率の推移をグラフにしたものです。1 7頁から19頁は松井委員が言われていた戸数あたりの接続率の資料 になります。20頁から22頁は、本来下水道使用料の金額はどのよ うに設定するかの資料になります。これは、平成19年度の審議会と 同じ資料です。23頁は、瑞穂市下水道使用料の改定の経緯の一覧表 です。24頁から29頁は、県内市町村の下水道使用料の単価の一覧 表になります。30頁は先ほどの一覧表では分かりにくいと思います ので、瑞穂市の一般家庭の下水道使用量の平均を当てはめたときの1 ヶ月あたりの使用料を高い市町村から順番に並べた一覧表になります。 31頁の資料は、一般家庭の平均水量25m³の根拠資料になります。 32頁は、県内自治体の下水道使用料が累進制であったり、定額制で あったりといった体系別の一覧表になります。どういった資料がある かだけの説明でしたが、以上で終わります。それから、先ほどの下水 道のアンケートについての資料は次回配付させていただきたいと思い ます。

(大濵会長) 資料の内容について、基準内繰入のところまで説明いただいてもいいですか。

(事務局工藤) それでは、資料の2頁をご覧ください。上段の部分は、前回椙浦が 説明したと思いますので、下段の太枠の中の説明からでいいですか。

(大濵会長) 前回、説明した部分は、いいですか。

(事務局相補) 今回の資料の7頁8頁に用語の説明がありますので、ご参考にして いただければと思います。それでは、一般会計から認められている基 準内繰入について工藤から説明させます。

(事務局工藤) それでは、基準内繰入について説明いたします。2頁の表で資本費のところをご覧ください。資本費とは、起債償還の元金と利息の合計額になります。特環事業の場合、1億1千5百97万8千円になっていますが、本来、地方公営企業法の独立採算の主旨からすれば、資本費についても下水道使用料で賄うべきとなっています。しかし、下水

道事業は建設費が高額となることが多く、下水道使用料のみで賄うことは困難な場合がほとんどです。汚水処理事業であっても河川や海がきれいになって下水道利用者以外の人も恩恵を受けることもあるという観点から、資本費のうち使用料で賄うことができない部分で基準にあてはまれば、一般会計から補填することが公に認められることになります。また、この場合地方交付税の対象となります。くり返しますが、一般会計から特別会計への繰出金には、基準内と基準外があります。基準内とは、特別会計の歳出が下水道使用料で賄えない場合に、総務省の副大臣の通知に基づいて一般会計から繰入出してもOKですよというものです。具体的には、9頁から15頁をご覧ください。これは「平成24年度の地方公営企業繰出金について(通知)」の写しになります。

通知文の読み上げ。

下水道事業では、第10下水道事業に記載があり14項目がございます。瑞穂市で当てはまる項目は、2分流式下水道等に要する経費、5水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、8高資本費対策に要する経費、13下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費があります。ここまでで申し上げたいことは、瑞穂市の下水道3事業の合計の場合、基準内繰入額を全部の維持管理と資本費から控除した場合は、下水道使用料で維持管理費と資本費のすべてを賄えているため、決まりに則さない一般会計繰入金はないということです。基準外の下水道区域外のお金は、下水道事業には充当されていないことになります。以上でございます。

- (大濵会長) 経費回収率の維持管理費が100%を越えているのと維持管理費+ 資本費も基準があった場合、100%を越えているからOKというこ とですよね。でもコミ・プラの基準がないので、どうなんですかね。
- (事務局工藤) コミ・プラについては、そもそも一般会計で賄う事業になっています。コミ・プラは、廃棄物処理施設の分類になっていて起債の償還期間も下水道の28年や30年と異なり15年となっています。
- (大濵会長) 次元の違う事業同士をどのように比較検討していけばいいんですか ね。
- (事務局相補) 維持管理費だけの経費回収率の3事業の合計が100%を越えているところを見ていただければと思います。現在の使用料の設定について、合併協議の中で処理区ごとに単価設定するのではなく、3事業の財政計画で現在の使用料を決めた経緯もあります。市民の公平性の観点からも処理区ごとに下水道使用料が異なってはどうかという前提にたっています。維持管理費の経費回収率は、特環は120.2%、農集は63.7%、コミ・プラは90.3%、3事業の計では101.7%になります。
- (大濵会長) 要するに上段の経費回収率の維持管理費の部分をみていけばいいと いうことですね。他にご質問ございませんか。

(高木委員) 2頁の基準内を考慮した場合の資本費10万2千円と1万1千円の 算出方法を教えてください。

(事務局工藤) この数値は、地方公営企業の決算状況調査表から転記したものなので、この表からは計算できません。

(高木委員) それでは質問を変えます。特環の使用料5千6百63万円で維持管理費は4千7百13万円となっていて、差引の9百50万円は資本に当てられているんですよね。

(事務局工藤) はい、そうです。

(高木委員) では、繰入金の額は、8千7百44万1千円となっていて、維持管理と資本費を足した金額が特別会計のすべての経費ですか。

(事務局工藤) 違います。これとは別に、新規の建設投資があります。

(高木委員) 分かりました。

(事務局相補) 今の差額については確認しますが、毎年歳入歳出の差額があるため、 前年度繰越金としての歳入もありますので、計算が合わない部分だと 思います。

(高木委員) コミ・プラについては、一般会計なので繰入という概念がないのはわかりますが、単純に維持管理費と資本費の合計額から使用料を引き 算すれば、1億8千万円ぐらいになって18年度からほとんど変わっていないのでこのまま推移することは推測できますよね。それから水洗化率が18年度の29. 4%から平成23年度には40. 9%と3割以上増加しているのに一般会計繰入相当額が1億8千万円と変わっていないということですよね。特環事業は、18年度の水洗化率62.6%で一般会計繰入金1億2千8百88万5千円が23年度では63.8%になって8千7百44万1千円になっていますね。農集排事業は、18年度の水洗化率97.5%で一般会計繰入金9百83万3千円が97.0%になって1千90万円になった。という考え方でいいですかね。

(事務局椙浦) そういう見方で結構です。

(大濵会長) その他ご質問等ございませんですか。本日は、ここまでとします。 次回開催日の調整

(大濵会長) 次回は、3月26日の9時30分からお願いします。